

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">生体認証規定</p> <p>1. ～ 3. (省略)</p> <p>4. (生体認証の対象貯金等) 生体認証の対象とすることができる貯金口座等の種類は、次のとおりです。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>JA</u>カードローンの貸越口座 ただし、カードローンの貸越についての利用は、当組合と<u>JA</u>カードローン取引約定のある場合に限り ります。</p> <p>5. ～11. (省略)</p> <p>12. (規定の適用) この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定、総合口座取引規定、貯蓄貯金規定、ICカード規定、 ならびに<u>JA</u>カードローン取引約定書、<u>JA</u>カードローン利用規定（ただし、当組合と<u>JA</u>カードローン取引約定の ある場合に限る。）および振込規定により取り扱います。</p> <p>13. ～14. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 (<u>2022年11月14日</u>現在)</p> <p>【個人情報保護法関連条項】 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;">生体認証規定</p> <p>1. ～ 3. (省略)</p> <p>4. (生体認証の対象貯金等) 生体認証の対象とすることができる貯金口座等の種類は、次のとおりです。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>農協</u>カードローンの貸越口座 ただし、カードローンの貸越についての利用は、当組合と<u>(追加)</u>カードローン取引約定のある 場合に限りります。</p> <p>5. ～11. (省略)</p> <p>12. (規定の適用) この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定、総合口座取引規定、貯蓄貯金規定、ICカード 規定、ならびに<u>農協</u>カードローン取引約定書、<u>農協</u>カードローン利用規定（ただし、当組合と<u>農協</u>カードローン 取引約定のある場合に限る。）および振込規定により取り扱います。</p> <p>13. ～14. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 (<u>2020年4月1日</u>現在)</p> <p>【個人情報保護法関連条項】 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>